

介助犬と生きて シンシアがくれた希望

～ 相手を思いやる気持ちを大切に～

日本介助犬使用の会 会長
木村佳友氏



略歴▶▶▶

1983年 関西大学工学部卒業後、三菱電機(株)入社。
1987年 通勤途中オートバイの自損事故で頸髄を損傷し、車椅子の生活となる。
1996年 愛犬のシンシアが、介助犬協会（現在は、社会福祉法人・全国介助犬協会）で訓練を受け、介助犬となる。
2003年 シンシアが、身体障害者補助犬法に基づく介助犬認定を受ける。
現在、コンピュータープログラマーとして、ルネサステクノロジで勤務する傍ら、講演会やシンポジウムなどの普及活動を続け、身体障害者補助犬法の成立にも尽力。主な著書に、「介助犬シンシア」（朝日新聞社、新潮社）などがある。

1. 身体障害者補助犬法

今日は「介助犬と生きて」ということで、僕とシンシアの実際の生活を皆さんにお話しする中から、介助犬の役割や社会の受け入れについて皆さんに理解していただいて、地域に帰って補助犬についての啓発活動に役立てていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

普段、講演に行く際、最初に「介助犬を知っていますか」という質問と「身体障害者補助犬法を知っていますか」という質問をします。今日は市町村職員の方なので知らない人はいないと思いますが、一応念のため、介助犬のことを知らなかったという人はおられますか。いませんね。それでは、身体障害者補助犬法が2002年に施行されて、補助犬の受け入れが義務化されているということは皆さんご存じでしょうか。知らないかた、手を挙げてください。10人ぐらいおられますね。ありがとうございました。

僕がふだん講演会に出ると、介助犬のことを知らないという人はさすがにいなかったのですが、身体障害者補助犬法のことを知らないという人は一般の方だと約7～8割います。今日は約9割の方がご存じだということでちょっと安心しましたが、まだまだ介助犬や盲導犬、聴導犬を含めた補助犬というものを正しく理解してくれていない人がたくさんいます。せっかく3年前にできた身体障害者補助犬法ですが、認知度が低く、同伴拒否もまだまだ後を絶ちませんので、今日はそういうことも含めて皆さんに理解していただき、身体障害者補助犬が障害者の手足となって活躍できるような社会になってくれればと思っていますので、よろしくをお願いします。

1時間半ぐらい話をして、最後にデモンストラクションでシンシアが実際どのような形で仕事をするのかも見てもらおうと思っています。

2 . 自己紹介

まずは自分自身の紹介をしますと、僕は交通事故で首の骨を折ってしまいました。27歳のときで、エンジニアとして仕事をしていたのですが、それから車いすの生活になりました。僕自身、最初は首の骨を折っても手術をすれば元どおり歩けるようになっていたのですが、医学的に言うと、首の骨の中には脊髄と呼ばれる中枢神経が通っていて、末端神経なら再生することも可能なのですが、中枢神経はいったん切れると元に戻らないそうです。首のところで神経がすべて切れてしまったので、足や手を動かさそうと思っても、その信号が首から下に行かないために足も動きませんし、腹筋も動きません。腕はこうして動くのですが、指は全く動きません。今、マイクを持っているように見えますが、ただ指が固定されて引っ掛かっているだけで、握力はゼロです。だから、物を持つとうと思ったら、両手できちんと挟まないと持てません。車いすから何か物を落としても、手が届かないので拾えないような状況でした。また、体温調整もうまくできず、夏の暑いときには汗をかけないのでどんどん熱がこもってダウンしてしまい、冬は冬で、寒くなると皆さんなら血管や毛穴を収縮して熱が逃げないようにして体温を保つのですが、そういう動きもできないので、寒いところに行くとどんどん熱が放出してしまい、お風呂に入らないと体温が元に戻らないような体になってしまいました。

事故に遭ってそんな体になったときには、これから長い人生をどうやって生きていったらいいのか全く分からず、死んだほうがまし

だと思って、最初のころは家族にもすごく迷惑をかけましたし、病院でもリハビリにもなかなか熱心に励むことができなくて、自暴自棄の状況でした。それが、ようやく病院でリハビリに、真剣に取り組めるようになったのは、周りに同じような車いすの人がたくさんいたからです。最初は自分だけなぜこんな不幸な目に遭わなければいけないのかと、自分の人生を恨んだりした時期もあったのですが、病院には僕と同じように交通事故で車いすの生活になって同じように悩んでいる人がたくさんいました。そういう人たちと話をして、僕よりもずっと前にけがをして社会参加している人の話を聞く中で、車いすの生活になってリハビリを頑張れば何とか社会参加できるというめどが見えてきて、ようやくリハビリなどに励めるようになりました。

3 . 住宅改造

そして、3年半のリハビリをして、自宅での生活を始めました。車いすの人が生活をするとすると、床の段差をなくしてフローリングにしたりということはある程度想像がつくと思いますが、それだけでは僕のように指も動かない人間には生活ができないのです。ですから、今日は車いす生活者が家にどういう改造をして生活をしているのか、紹介したいと思います。

まず電気のスイッチの高さは通常床から大体1m20cmぐらいで、車いすの人にとってはかなり高いところです。背伸びをすれば何とか届くのですが、毎日の生活になるととても不便なので、そのスイッチの位置をすべて床から90cmぐらいにして、僕が使いやすくして

あります。

コンセントは普通床から30cmぐらいのところにあるのですが、車いすだと体を二つ折りにしないと届かないような状況で、コンセントを抜き差ししているだけで車いすから落ちてしまうこともあるので、僕の家の場合はコンセントの位置を床から60cmのところにつけてあります。そうすることで、両手でコンセントを挟んで僕でも何とか抜き差しができるようになりました。

また、僕の場合、先ほど言ったように腹筋や背筋が動かないので、トイレは自力ではできません。ですから下剤を飲んだり、かん腸をしたりして、おなかをどンドンたたきながらトイレに1時間以上座っていないと排便ができません。腹筋も背筋もなく、普通の洋式のトイレでは長時間座ってられないので、背もたれのある便座チェアというものを置いて、トイレをしています。

お風呂は、高齢者の方なら立ち上がることができるのでよく手すりをつけたりするのですが、僕の場合は全くそういうこともできないので、手すりなどの改造はしていません。ただ、洗い場にお風呂マットを敷いて、体が洗いやすいように少し広めの洗い場にしています。

お風呂場やトイレに行くには、天井ホイストを使います。天井ホイストとは、天井にレールがあって、それに沿って白い箱が奥に行ったり手前に来たりして、その白い箱から出ているワイヤーの先に肌色のベルトがついていて、それを足のひざのところと脇に引っ掛けて体を移動させる装置です。これは僕一人では操作できないのですが、リモコンのボ

タンを押すだけなので、妻と二人であれば、お風呂場に移動して体を下ろしたり、トイレの上に体を下ろしたりすることができるようになって、とても助かりました。これが150万円ぐらいします。大阪府には支給制度があるのですが、兵庫県にはありません。地域によって違いますが、介助作業は力仕事なので、体の不自由な人が家族と一緒に生活するうえには、介助犬だけではなく、福祉機器についてもできるだけ設置の援助があればいいなと思っています。

階段には、油圧式のリフトをつけました。本当はエレベーターをつけたかったのですが、見積もりしてもらおうと600万ぐらいかかるといって、交通事故で仕事はどうなるかわからないような状況でそんな高いものはつけられないので、一生懸命探したら、工事用の油圧式リフトを使えば100万円余りでつけられるということで、それにしました。でも、前のところには棒1本しかなくて、いつもいつ落ちるかとかこわごわ乗っています。15~16年使っていてまだ落ちたことはないのですが、いつか落ちてしまうのではないかと心配なので、もっと安くて安全性の高いものができるとなればと思います。

ドアについては、右側のドアは前後に開くものですが、車いすでは手前に引きながら外へ出ていくのは非常に大変なので、僕が出入りをするために引き戸をつけてあります。外へ出ていく扉なので、丈夫にできていて重いのですが、何とか開けられます。今ではシンシアが、取っ手のところにつけた紐をひっぱることで開けてくれるので、助かっています。

4 . 自動車の運転

僕は、手も足も不自由で車いすの生活をしているのですが、車いすだけでどこかへ出かけようと思っても、手の力があまりないので、あまり長時間車いすを自力でこぐことができません。ですから、バスや電車で出かけることもあります。できれば車で外出する機会が多いです。

僕は指が動かないのでハンドルが握れませんが、ハンドルにつけた肌色の装具に手を突っ込んでベルトで固定し、右手をくるくる回すことでハンドルを回して運転できる車に乗っています。それから、黒いレバーを押すとブレーキがかかって、手前に引くとアクセルがかかります。ですから、左手でアクセルとブレーキを調整しながら、右手でハンドルを回すというような形で運転します。オートマチック車に限られますが、足が不自由でも右手と左手だけで何とか車を運転できるようになりました。

この操作は何度かリハビリテーションセンターで車の運転をしていて慣れたのですが、それよりも、車いすから車に移ったり、自分が乗っていた車いすを車に積み込むことが大変です。アメリカなどでは車いすで電動のリフトに乗り、そのまま運転席に固定してジョイスティックなどで運転をするような車があって、簡単に免許証が取れるのですが、日本の場合は国土交通省などの許可が得られず、アメリカでその免許を取って、アメリカで運転をしてから、それを日本に持ち込むような形にしないと、なかなか許可が下りません。障害のある人の中に、このような車であれば、社会参加が出来る人も多いので

すが、まだまだそういう制度が整っていないこともあって、日本では認められていないのです。ですから、もっとたくさんの方が社会参加できるような制度に、早く改善されればいいなと思っています。

最近車いす使用者用の駐車スペースはスーパーや病院などにも設置されていますが、せっかく設置されていても、健常者の人が止めてしまうことがかなりあります。健常者の人は、車いすの人はそこでないと乗り降りできないということが分かっていないようです。車いす使用者用の駐車スペースは入り口やエレベーターの出入り口に近い便利なところがあり、また幅を広く取っています。健常者の人ならドアをちょっと開ければ車の乗り降りができるのですが、車いす使用者はドアを全開にするので、横ぎりぎりに車を止められると、乗り降りができなくなります。ひどい時は、僕が車いす使用者用の駐車スペースに置いていたら、横のスペースに無理やり車を止めていて、僕が戻ってきたら車いすに乗れず、その車に乗っている人を店内放送で呼んでもらったのですが、なかなか来てくれなくて、かなりの時間そこで待たなくてはいけないこともありました。車いすの人はそこでしか乗り降りができないということを理解していただいて、車いす使用者用の駐車スペースに車を止めないでほしいと思います。

5 . 介助犬シンシア

僕は妻と二人暮らしで、受傷前に働いていた会社でコンピュータ・プログラマーとして在宅勤務しています。指が不自由なので、両手におはしのような棒をつけてキーボードを

たたきます。妻も仕事を持っていて、朝8時から夕方6時ぐらいまでは留守にします。だから、一人で留守番をしながら在宅勤務をすることになります。会社には在宅勤務という制度がなく、毎日通うのは大変なので、会社にいろいろ交渉して、ようやく在宅勤務の制度を認めてもらったのですが、落としたものを拾えない、車いすから落ちたら自力では戻れないといったような状況の中、いろいろ苦勞をしていました。例えば、仕事中にフロッピーを落とすと、拾えなくて仕事が中断してしまったり、机の上に置いてあるものを無理に取ろうとしたら、変な体勢になって車いすから落ちてしまったりします。妻が帰ってくる直前に落ちればそれほど問題はないのですが、妻が出勤してすぐに車いすから落ちてしまうと、呼べども叫べども近所の人も気づいてくれなくて、8時間ぐらい床に転がっていたことがありました。せっかく在宅勤務で仕事ができるようになったのですが、やはり僕のような障害ではかなり不自由なところがあるということで、そういうところを補助してくれるシンシアとの生活を始めることにしました。

シンシアは、もともとはうちのペットでした。普通は育成団体が選んだ候補犬を訓練するのですが、そのころはいろいろな方法を模索しているところで、障害者が実際に飼っているペットを適性があれば訓練するというケースもありました。今は社会福祉法人になって「全国介助犬協会」と名前が変わっていますが、当時の「介助犬協会」を雑誌の記事で知り連絡したところ、「シンシアに適正があれば、介助犬の訓練をすることも可能で

す」という回答でした。

まず、介助犬は大体1歳から1年ぐらい訓練をして、2歳ぐらいから介助犬として活躍します。盲導犬や介助犬に使われている犬種のラブラドルレトリバーは、寿命が14~15歳で、仕事ができるのは12歳ぐらいまでなので、仕事をする期間は10年ぐらいになります。1頭当たりの育成費用が300万円ぐらいかかると言われているので、10年で割れば平均年30万ぐらいの割合になります。

ここで、介助犬がどのような仕事をするのか、どういう訓練をするのかということ映像で見ていただきたいと思います。

<ビデオ上映>

- ・身体障害者補助犬法の条文や補助犬のステッカーが映し出される。
- ・木村さん宅でのシンシアの仕事ぶり
電話の子機をくわえたり、ドアの開閉、買い物の手伝いなど。

6. 介助犬の訓練

ビデオの途中ですが、長くなるので、介助犬の仕事や制度のところまでで終わらせて、あとは僕のほうからお話をしたいと思います。

ビデオの中で介助犬の訓練というお話もありましたが、その内容を簡単にまとめました。先ほどビデオの前に介助犬の適性の話もしていましたが、介助犬は一般的に1頭300万円かかると言われていて、そんな高価な介助用具を貸与してもらえぬ制度は他にほとんどありません。300万円もかけたのに、犬の健康状態が悪くて、本来なら10年働けるのに、もし1年か2年で仕事ができなくなってしまう

と、その訓練にかかった費用が無駄になるので、訓練に入る前には血液検査やレントゲン検査をし、骨格も見ます。日本のラブラドルレトリバーとゴールデンレトリバーは、欧米に比べて遺伝性の股関節形勢不全を持った子がたくさんいて、股関節が悪いと立ち上がって物を取ったり、高いところから飛び降りたりする介助犬の仕事ができなくなってしまうので、そのようなチェックも全国介助犬協会では必ず行なっています。

また、障害者の人と一緒に町にでかけるわけですから、バスや車や飛行機などに乗ることになります。介助犬が車酔いするようでは外出もできなくなりますから、車酔いをしない子を選びます。人の場合、何度も車に乗っていれば、車酔いがなくなるケースもありますが、そんな苦しい訓練をすると車に乗るのが嫌いになってしまうので、訓練をして乗れるようにするのではなく、もともと車に乗っても何ともないような子を選んで訓練をするようにしています。

それから、一緒に出かけているときに雷が鳴ったり、電車のホームで通過電車によるすごい音がしたときに、その音にパニックになるような犬では仕事ができなくなるので、音に対しても冷静でいられるような子を選びます。シンシアはもともと、僕がどきっとするような大きな雷が鳴っても「何かあったの？」というように顔を見上げるぐらいで、耳が遠いのではないかと思うぐらい音に動じない子なので、よかったです。

また、初めての人に会ったときにも友好的に接することができるかと、犬や猫、場合によってはフェレットなどの他の動物に対し

て、少しぐらい興味を示すのはいいのですが、追いかけてはもらえないというような犬では困ります。そういう犬は、訓練しても、トレーナーの元を離れて障害者の人のところで生活をしているうちに、もともと持っていた本能なので、また出てくる可能性がありますから、そういう犬は訓練から外されます。

このような適正のことまで考えてペットを選ぶ人はほとんどいないので、この適性に合格する可能性は非常に低いのですが、シンシアは偶然の中の偶然で、物音にも大丈夫ですし、車に乗って東京を往復しても全然酔いもせず、他の動物に対しても少しは興味を示しますが、そんなに興奮したりしない子だったので、訓練をしてもらえることになりました。

訓練の内容は、基本動作訓練、介助動作訓練というように、ビデオの中でしていた訓練をするのですが、介助犬や盲導犬は町で見かけたときにとてもおとなしくお利口しているので、スパルタ式に、ひどいときにはけられたりたたかれたりして、ストレスを感じながら訓練をしていると思っている人はまだまだたくさんいます。実際、僕もシンシアが訓練を受けるときには多分厳しい訓練を受けるのだらうと思っていたのですが、トレーナーの人とお話をしたり、実際の訓練を見たりしていると、全然そんなことはありません。

トレーナーの人がビシバシたたいて、犬がトレーナーの人が怖いから言うことを聞くという訓練方法も昔からあることはありますが、それでは怖いトレーナーの人の言うことしか聞かなくなります。実際、介助犬は、体の不自由な、僕のような手も動かない、足も動かないような人の言うことを聞いてお仕事

ができて初めて介助犬として役立つわけです。トレーナーの人が腕力で言うことを聞かせるような訓練をしていたのでは、僕のような人のところに来たときに、犬はとても賢いので、例えばシンシアは僕が追いかけても、段差のある2階などにパッと上がってしまえばたたかれたり怒られることもないということが分かっているのです。役に立たなくなります。ですから、介助犬や盲導犬の訓練は障害者の人が介助犬を褒めたり、仕事をしてくれたことを喜んであげたりすることで、仕事ができるように訓練します。

具体的にどのように訓練をするかという点、最初、訓練を始めたころは指示語を当然知りません。介助犬に座ること（シット）を教える例を説明します。普通、ペットに皆さんが「お座り」を教えるときには、「お座り」と言いながらおしりを手で押さえたりして、無理やり座らせながら「お座り」という指示を出して教えている場合が多いと思います。しかし、介助犬の場合はそういうことはしません。トレーナーの人が犬の行動をずっと観察していて、犬がたまたま座ったら、そのときに「グッド・シット」と褒めてあげます。そして、おやつをあげたりします。また、床に何か物が落ちていたらそれをくわえるのは犬の普通の動作ですが、くわえたら「グッド・テイク（よくくわえたね）」と褒めてあげます。最初は何が何だか分からないのですが、物をくわえたら「グッド・テイク」と声をかけられて、おやつをくれたり褒めてくれたりする、「シット」と言われて座れば、褒めてくれたり、トレーナーが喜んでくれるということ、だんだん覚えていくそうです。

時間のかかる訓練ですが、大体1か月ぐらいで50～60個は犬も言葉を覚えるそうです。そのように、何か動作ができた褒めるという訓練をしていくので、基本的に怒られたりたたかれたりということはありません。でも、おやつを食べてしまったときなどには、怒らないといけないのですが、たたいたり殴ったりするのはなく、両手で顔を押さえて、目でにらんで「ノー」と言うことで、本当に体罰は使わずに注意をします。犬は信頼しきっているトレーナーの人からいきなり「ノー」と怖い目で見られると、それだけでいけないことをしたなと分かるので、そういうことを繰り返していくうちに、いけないことがだんだん分かってくるそうです。

ですから、介助犬が苦痛を感じながら訓練を受けていると思っている人がまだまだいるのですが、実際には褒められて、遊びの延長で仕事をしているということを皆さんに理解して欲しいのです。障害者のために介助犬がけなげにストレスを感じながら仕事をしているというような間違った理解だけは、早くなくなしてほしいと思っています。

介助動作訓練をしたあと、介助犬は障害者の人と一緒にスーパーに行ったり、電車などに乗らなければいけません。スーパーや電車会社に育成団体をお願いをして、そのうえで実際に電車に乗ったり、スーパーに行って食品のおいがするところでも食べ物を取ったりしないような訓練をして、最終的に介助犬として認められていきます。

身体障害者補助犬法が成立して、訓練基準や認定基準も出来ましたので、これらについては、補助犬法のところで説明します。

7. 介助犬の仕事

介助犬は、ビデオの中でも出ましたように、フロッピーを拾ってくれたり、冷蔵庫を開けてジュースを取ってくれたりといった仕事をします。昔はフロッピーやMOのディスクを拾ってくれるのでとても助かっていたのですが、今はCD-RやDVD-Rなどになってしまい、それをシンシアに拾ってもらくと傷がついてしまうので、お願いできなくなりました。ですから、カバーがついている記憶媒体になってくれれば良いなと思っています。

また、電話が鳴ったときには電話を取ってきてくれます。僕にとっては、車いすから落ちたときに「テイク電話」と言えば、ちゃんとコードレスの子機を取って持ってきてくれて、それで近所の人などに電話をして助けを呼べるようになったので、とても助かっています。それから、新聞を持ってきたり、靴下を脱がせてくれたり、ドアにつけた紐を引っ張って扉を開けてくれたり、駐車場の自動発券機からチケットを取ってくれたり、スーパーの買い物も手伝って、僕の手足の代わりになって役立ってくれています。

介助犬が実際に障害者の人と町に出かけたときに、受け入れ側のレストランの人や劇場の人などが介助犬にどう対応したらいいのかなか分らず、「何が必要ですか」などといういろいろ聞かれてしまうことがあるのですが、介助犬と障害者の人が外出するときには、必要なものは障害者の人がすべて持参するので、受け入れ側の施設で何か用意してもらえないといけないものは全くありません。介助犬の管理については、その使用者が全部責任を持つことになっているので、受け入れ側の

人は、その人たちが食事をしたり、観劇をしたりできるスペースを設けてくれれば良いということです。

シンシアと実際に外出したときの様子を述べたいと思います。美術館では横にいるだけです。お子さんを連れて美術館に行ったりすると、キャーキャー言ったりしますが、介助犬はおとなしく横についてくれているので、聞き分けのないお子さんよりはずっとおとなしく見てくれると思います。コンサートなども、最近では大体車いす用のスペースのある劇場が多いので、そこに案内してもらえれば、シンシアはおとなしく待っているので、特別な用意は要りません。

レストランの中でも、テーブルの下で待っているので、準備してもらうことはありません。ただ、真ん中に足があって、下では待てないようなテーブルだと、テーブルの外で待たなくてはいけなくなるので、もしも両方のタイプのテーブルがあるときには、下に入れるような席に案内してもらえると良いなと思っています。

ホテルなどでも、宿泊する場合は長時間になるので水飲みのお皿や食事のお皿が必要になりますが、そういうものは基本的に使用者が持って行くので、特にホテル側で準備していただく必要はありません。最近では、東京の京王プラザさんや大阪のグランヴィア大阪さんでも受け入れを進めて頂いています。京王プラザさんは、予約のときに「介助犬が一緒です」と言うと、白いマットとシンシアの水飲み用のお皿とご飯を入れるお皿を部屋に準備してくれているようになりました。

病院でも受付では横で待っていますし、診

察のときも、車いすの横に伏せて待っていますので、健常者の人が診察に来たのと全然変わらず診察ができます。特に病院は清潔なことが重要視されますが、手術室やICUなどの特別なエリアを除いて、人間が普通に行けるのであれば、介助犬を同伴しても特に迷惑をかけることはありません。

乗り物については、電車には最近、車いすスペースがあるので、車いすスペースに座れば待てますし、なくても出入り口のところに座って待つようにしています。飛行機も、車いすで乗ること自体はかなり大変ですが、車いすで座席に座らせてもらったら、シンシアはその足元で待っているの、特に皆さんに迷惑をかけることはありません。訓練中に、シンシアは電車に乗ったことはあったのですが、飛行機に乗ったことはありませんでした。飛行機では気圧がとても変わります。初めて乗ったときに、シンシアはどうするのかなど思っていました。飛行機が上昇しだして、僕たちの耳がつーンとしてきたら、何度もあくびをいたしました。4回くらいあくびをしたら治ったようで、教えたわけでもないのに、あくびをすれば治るということを勝手に修得したようです。飛行機に乗るときにはいつも最初にあくびをして、落ち着けばずっとおとなしく待っていているので、飛行機に介助犬が乗ったからといって、特に回りの人に迷惑をかけることはありません。

買い物するときには、食品と衣服以外のものはダイエーさんやコープさんはオーケーしてくれているので、僕が指示をしたものをシンシアに取ってもらうこともしています。食品売り場で周りに肉や魚などが陳列されていて

も、興味を示さないうえです。それから、幾らシンシアがいるといっても、あまり高いところのものはシンシアにも取れないので、そういうものを取る場合には、面倒ですが店員さんと呼ばずに、「あれを取ってください」と言って取ってもらうようにしています。

このように、介助犬がいるからといってすべての介助作業ができるわけではないので、町で困っている障害者の人を見かけたら、「何か、お手伝いすることはありますか？」と声をかけてくれるととても嬉しいです。自然に声をかけてくれるような社会になってくれればと思います。

8 . 身体障害者補助犬法の成立までの動き

ここで、簡単に介助犬の歴史のようなことをお話ししようと思います。介助犬は1970年にアメリカで初めて育成が始まって、日本では1992年にアメリカで訓練された介助犬を日本の障害者の方が持ち帰ったといわれています。それが第1号で、初めて日本で育成した介助犬が誕生したのは95年といわれています。シンシアは、96年に日本で3頭目の介助犬として、介助犬協会（現在は、社会福祉法人全国介助犬協会）から認められました。

そのころ介助犬はペット扱いだったので、電車にも乗れないし、スーパーでもなかなか受け入れてもらえないで困っていました。電車に乗るために最初JRをお願いに行くと、「介助犬が障害者の仕事をするのは分かるけれども、JRに乗れるのは盲導犬が警察犬か、手荷物になるようなかごに入れられる犬だけで、盲導犬と違って法律で認められていない

ので、こんな大きい犬を乗せることはできません」と断られました。それで我慢していたら話が進まないの、鉄道会社さんとどうすれば介助犬を盲導犬と同じように乗せてもらえるかという話をしていく中で、障害者の手助けをする介助犬であることは分かるので、訓練の内容の書類を提出したり、健康状態に問題がなくて周りの人に迷惑をかけないというような書類を出したうえで、実際に電車に乗って問題がないかをチェックして、合格した犬だけ乗せてくれるということになりました。

シンシアはJR東海とJR西日本と阪急電車をそのとき一度に受けて合格し、その3つには乗れるようになりました。でも、その試験に合格したからといって全国のJRや私鉄に乗れるわけではなく、阪神電車に乗ろうと思えばまた試験を受けなければいけないですし、JR東日本に乗ろうと思えばまた同ような試験を受けなければいけないのです。ですから、介助犬への理解が少しは進んだのですが、電車に乗るだけのために一つ一つ試験を受けるのは大変なので、このときに介助犬を盲導犬と同じよう法律で認めてもらう必要があるなと感じました。

それから、いろいろ行政に働きかけました。民間の団体に働きかけてもひとつずつやっついていかないといけないので、行政や国会議員さんなどへの働きかけを始めるようになりました。地元の国会議員さんに、介助犬を法律で認めてもらうにはどうしたらいいだろうかという話をしている中で、とにかく国会議員に介助犬の存在を知ってもらわないと話が進まないの、一度国会に来てくださいというこ

とで、シンシアと一緒に国会に行きました。盲導犬は何度も国会の傍聴などをしていたのですが、このときに初めて介助犬が国会の予算委員会などを傍聴しました。傍聴するだけでなく、介助犬の勉強会も開いて、国会議員さんに集まってもらいました。そうは言っても、来てくれた国会議員さんは6人ぐらいで、あとは秘書さんが5人ぐらい、全部合わせて10人ぐらいだったのですが、そこで介助犬の役割や社会の受け入れ状況などを説明しました。

国会には、議連という国会議員さんが独自に作る会があるのですが、勉強会に参加してくれた国会議員さんが、99年7月に介助犬を法律で認めるために調査研究する「介助犬を推進する議員の会」を作ってくれました。地元の中川智子議員が事務局長として事務作業をしてくれ、会長さんはいろいろな人に知られた人がいいということで、田中真紀子さんになってもらい、介助犬についての調査研究を始めてくれました。

そういう活動をしながら、僕は地元の宝塚市で働きかけたり、兵庫県にもお願いをしました。兵庫県では、法律では認められていないけれども何とか独自に介助犬を受け入れる方法はないかとお願いして、検討会を作ってもらいました。2000年9月には兵庫県介助犬同伴利用促進要綱を作って、兵庫県内の公立施設はすべて介助犬と一緒にいけるようになって、民間にも受け入れを要望してくれました。そのために、兵庫県独自の認定基準も出来ました。

兵庫県は、日本介助犬アカデミーが実施している認定試験に合格したものを認定するこ

とにしました。試験の中には、犬とすれ違っても、ほとんど興味を示さずに無視して歩けるかどうかをチェックや指示によってすぐにお座りができたり、「ステイ」と言ったら「オーケー」と言うまでそのままの状態を保てるかどうかなどをチェックする試験があります。

シンシアもそれに受かったので、兵庫県から認定を受けました。また、先ほどの「介助犬を推進する議員の会」でも検討を進めて、当時の厚生省に働きかけてくれて、厚生大臣に会いにいきました。今までは、「そんな訳の分からない犬については、ノーコメントがコメントです」という回答しかもらえなかったのですが、ようやく厚生大臣が会ってくれて、厚生省として「介助犬に関する検討会」を設置すると約束してくれました。

国会や兵庫県、宝塚市での活動などを通じて、兵庫県だけでなく、京都など他の県でも同じような動きのある団体が出てきて、厚生労働省にいろいろ働きかける中、「介助犬を推進する議員の会」は、最初、田中真紀子さんが会長だったのですが、外務大臣になってその業務ができなくなりました。そこで、法律の成立に向けて、今までは介助犬だけで進んでいたものを、盲導犬と聴導犬についても法律が必要だということになり、合わせて「身体障害者補助犬を推進する議員の会」と名前を変えるときに、会長も橋本龍太郎さんに替わってもらいました。この辺から少しずつ法律化に向けての話がスムーズになってきました。

実際、そのあと、厚生労働省に介助犬の訓練基準の検討会や認定基準の検討会なども設

置されました。そして、身体障害者補助犬法が2002年5月に成立しました。法律はまず衆議院の厚生労働委員会で全会一致で可決され衆議院の本会議でも全会一致、参議院の厚生労働委員会で全会一致、最終的に2002年5月22日に参議院で全会一致で可決され成立しました。こういうことはなかなかないのですが、すべての採決が全会一致で、身体障害者補助犬法が成立したのです。

9. 身体障害者補助犬法

ここからは、身体障害者補助犬法の説明をしようと思います。身体障害者補助犬法は2002年5月に成立して、2002年10月から一部施行が始まりました。身体障害者が補助犬を同伴することを保障したということについて、施設によって時期に違いがあるので、一部施行と全面施行に分かれています。

施設については管理者によって受け入れの時期がずれていて、管理者が国や地方自治体であるものについては、2002年10月1日から、学校も役所も職場も、すべて受け入れが義務化されています。また、公営住宅についても受け入れが義務化されています。鉄道やバスなど公共交通機関についても受け入れが義務化されました。民間については1年間猶予を持って、2003年10月1日からレストランなど不特定多数の人が利用する施設で義務化されました。

民間の住宅・事業所については、義務化されていません。努力義務で、文章は「受け入れるように努力しなければならない」ということで、努力をしたら受け入れられなくてもいいという解釈ができるので、アパートやマ

ンションに補助犬と一緒に住めないという人もいます。また、障害者が勤務する職場についても、補助犬の受け入れが義務化されておらず、僕たちは問題に思っています。

住居と職場は障害者にとっての生活の基盤であり、そこに介助犬や補助犬を同伴できないと生活が成り立たなくなることもあるので、法律ができるときにはこの点も義務化してほしいとお願いしましたが、厚生労働省や国土交通省から、ここまで全部認めてしまうと業界団体から反対が出たりして法律自体が成立しないかもしれないといわれてしまって、最終的に努力義務になってしまいました。ただ、一応この法律には附則があって、3年後に社会の状況を見て、この件などを含めて見直しが必要であれば見直すことになっています。

また、盲導犬には50年の歴史があって、育成のシステムがちゃんとできて、育成団体も国家公安委員会から認められた個々の団体があるのですが、介助犬と聴導犬については今まで何の基準もなく、育成団体が民間の団体で、よくてもNPO法人なので、きちりとした社会的責任が果たせるかどうか分からないような団体でした。中にはきちりしているところもたくさんあるのですが、そういうところが育成した犬を何の基準もなく受け入れると、受け入れ側にリスクがかかってきますので、それをなくすために、訓練業者にどのような基準で訓練をしないといけないかという訓練基準が厚生労働省から示されて、それにのっとった訓練をしなければいけないという義務が課されました。また、訓練された犬の認定を行なうことの出来る団体は、厚生労働大臣が指定することになりました。社会福

祉法人や財団法人などのしっかりした団体で、介助犬の認定をきちんと行える団体を厚生労働大臣が指定しますので、指定を受けていない育成団体は認定をできないのですが、訓練が完了した後、認定法人の認定試験を受けて合格したら初めて介助犬になれるというシステムになりました。ですから、育成は小さな団体でもできるのですが、認定試験に合格しないと幾ら育成しても介助犬として社会参加はできないということです。また、補助犬法の成立によって社会福祉法が改正されて、介助犬の訓練基準が第2種社会福祉事業に追加されたので、これを行うには都道府県の知事などに届け出をしなければいけないようになりました。今までは勝手に訓練することができたのですが、行政の目も届くようになったということです。

補助犬使用者の僕たちも、今まではマナーのレベルだったのですが、法律で公衆衛生上の危害が及ばないように、犬の健康管理や行動管理などをきちんとしないといけないということになりました。ですから、それができていない補助犬、極端な話、毛がすごく汚れていて、お店に犬が入ったら公衆衛生上問題が起きると分かっているような場合などは、受け入れ側が拒否もできるということです。



10．外出時の携帯品

介助犬の認定法人の試験に受かって認定されれば、背中のところ「介助犬」という厚生労働省規定の表示をして、使用者は写真入りの免許証のような認定証を持つことになっています。ディズニーランドでは、どう見ても障害者と思えない人が、どう見ても介助犬と思えないような柴犬の雑種のような犬を連れて、「これは私の介助犬だ。だから一緒にディズニーランドに入れてくれ」と言ってきたそうです。でも、ディズニーランドはちゃんと認定証があることを知っているのです、その方に「認定証をお持ちですか。それを見せてください」と聞くと、持っていないで、すごすごと帰ったそうです。僕たち障害者がせっかく法律で認めてもらった介助犬や聴導犬、盲導犬なのですが、健常者の人がペットをディズニーランドなどに連れていきたいからと「介助犬です」と嘘をついて入ろうとする人がいるのも事実のようです。受け入れ側の方が本当に介助犬かどうか分からないときには、「認定証を見せてください」と言って、それが見せられなかったら、入店を拒否できます。そういうことを補助犬を連れての方に言うことは何も失礼には当たりませんので、認定証の提示を求めてもらえればと思います。そうすることで、変なことをする人も少なくなると思いますので、よろしくお願いします。

それから、介助犬使用者みんなが持っているわけではないのですが、僕が外出するときには、犬の行動管理と公衆衛生の管理をするために、おしっこを流す水やウェットティッシュ、水飲み、それから犬がぬれたときにふ

くタオル、便を取ったりするティッシュペーパー、ブラッシングのためのくしや粘着テープのコロコロ、また、僕は手が不自由でシンシアの便を自分で処理できないので、棒の先にナイロン袋をつけたものですくって取るものなどを車いすの下のネットに入れてでかけています。使用者のほうも皆さんに受け入れてもらえるよう、迷惑をかけないような準備をしているので、その辺のことを理解してもらえればと思います。

11．補助犬育成事業

補助犬法ができたあと、補助犬の育成事業ができました。厚生労働省から示されているメニュー事業で、都道府県によってあるところとないところがあるのですが、補助犬の育成費用、厚生労働省と都道府県が助成するという制度があります。大事な税金を使って補助犬を貸与してもらおうわけですから、補助犬育成事業が、介助犬にも適用されてからは、介助犬希望者が都道府県に申請し、近くのリハビリテーションセンターなど医療関係者の診察を受けて、その人に介助犬が必要かどうかという判定をしてもらいます。必要だと判定されたら初めて育成団体に都道府県から育成の依頼がいき、その障害者のための育成が始まることとなります。そして、リハビリテーションセンターの協力を得ながらその人のニーズなどをつかんで、訓練事業者が訓練をし、最終的に訓練が終わったら、指定法人にその人と介助犬が訓練事業者と一緒に行って試験を受け、合格して初めて認定通知が出ます。それを都道府県に報告すれば、都道府県から訓練事業者費用が払われるというよ

うな形になります。せっかくの税金を無駄に使わないように、本当に介助犬が必要な人に貸与できるようなシステムが、ようやくできました。

認定試験では、本当に介助動作ができるかどうかや行動管理が出来ているかをチェックするために、ジャンパーを脱がせたり、スーパーで待ってられるかどうかをチェックしたりします。ですから、電車に乗ったり、スーパーに行ったり、家での介助動作をしたりして、大体1日がかりの試験になります。それに受かったら認定が得られるのですが、シンシアと僕が2003年10月1日に試験を受けて合格して、10月8日に総合リハビリテーションセンターから認定証を受け取りました。

こういう形で今まで育成団体が独自の基準で訓練していたのですが、厚生労働省の訓練基準と認定基準によって介助犬の質も十分保障されたシステムができたので、受け入れ側でも安心して介助犬を受け入れる体制を作っていただけだと思います。

12. 補助犬の現状

盲導犬は50年ぐらいの歴史があって、957頭もいるのですが、介助犬は29頭で、聴導犬は10頭しかいません。ですから、先ほどの行政の助成などのシステムを使いながら、皆さんの寄付などで訓練をしている状況ですが、障害者の人がもっと介助犬と生活できるようになってくれればいいと思っています。

29頭の都道府県別の内訳を見ると、半分ぐらいが首都圏です。次に多いのが近畿圏で、大阪には2頭、東大阪と岸和田に住んでいるかたが介助犬と生活されています。兵庫県に

はせっかく僕がシンシアと一生懸命頑張っているのですが、まだ1頭しかいません。助成制度もあるので、早く介助犬が貸与できるようになればいいと思っています。

次に犬種ですが、ビデオ中に取り上げたように、ラブラドルとゴールデンレトリバーが多くなっています。別にこの犬種に限っているわけではないので雑種などでもいいのですが、29頭のうち23頭がラブラドルレトリバーです。個々の犬の性格が重要なのですが、やはり適した犬がラブラドルレトリバーに特に多いようで、どうしてもそうなるようです。オスとメスの分布については、シンシアがメスで、よそのオスを見ていると、メスのほうが細やかな介助作業をしてくれるので、僕はメスのほうが向いているのではないかと思っていたのですが、実際にはオスのほうが2倍ぐらいと多いようです。余談ですが、シンシアはこの12月に引退して、次の後継犬が来るのですが、その子はオスです。僕はメスを希望していたのですが、やはりオスのほうがだんだん増えてきているようです。

13. 身体障害者補助犬法の見直しに向けて

身体障害者補助犬法は2002年10月から施行されて、今年の10月、明日で丸3年になります。先ほども言ったように、3年後の見直しの期限があって、不十分であれば法律を見直してくれることになっているので、盲導犬、聴導犬、介助犬がばらばらに活動するよりは一緒になって活動したほうがより説得力があるということで、身体障害者補助犬法改正対策使用者団体連絡協議会（補改使連）という

団体を今年の1月に作って、補助犬議連や厚生労働省などへ陳情する活動をしています。

14. 補助犬同伴拒否に関するアンケート

要望を出すに当たって、実際どの程度受け入れが進んでいるのかを補改使連で調べました。法律が完全施行され、民間でも受け入れが義務化された日から2005年3月31日までに同伴拒否があったかどうかです。150人に送ったのですが、回答者は44人でした。メールを使ったので、介助犬と聴導犬の使用者はほとんどの人が簡単に答えてくれたのですが、盲導犬使用者は音声ソフトのコンピュータを使っているために大変で、回答率が悪かったのです。

結果は、全体で言うと、法律があって受け入れ義務があるにもかかわらず、59.1%、約6割の人がまだまだ同伴拒否を受けています。僕自身はシンシアと生活をしていて補助犬法の完全施行後に、一度も同伴拒否を受けたことがなかったので、すごく受け入れが進んでいるのだなと思っていました。しかしこのアンケートでは6割の人が同伴拒否を経験しているということで、地域的な差があるのかもしれないかもしれませんが、まだまだ身体障害者補助犬法の認知度は低く、受け入れ拒否があるので、もっと法律の改正などについてお願いをしなければいけないと実感しています。

施設別には約4割が飲食店で断られており、やはり飲食店やホテルはどうしても清潔感や公衆衛生のことを心配されるのですが、この身体障害者補助犬法のことを知らない方もかなりいて、「保健所から犬を入れてはいけないと言われてます」と言って断る人もいる

のです。身体障害者補助犬法ができて、盲導犬、聴導犬、介助犬は受け入れなければいけないことになったので、そんなことを保健所が言うわけではないのですが、そう思っている施設の人にも実際にいます。受け入れを進めるためにも、身体障害者補助犬法や、受け入れ側の方にリスクを少なくするために認定基準や訓練基準、認定制度ができているということも広く理解していただけるようになればいいなと思っています。

公共交通機関については、飛行機や鉄道、バスなどでは拒否を経験した人はいないのですが、タクシーには個人タクシーもあり、一般のタクシー会社でも個人営業のようなところがあるので、タクシーでの拒否率が一番高くなっていました。

今回の法律には、罰則規定がありません。受け入れなければならないことにはなっていますが、受け入れなくても別に罰せられたり公表されたりすることもないので、罰則規定が必要だと思いますかと聞くと、18人(41.9%)は必要だと答えたのですが、半分以上の人が法律で罰則規定をするよりは、もっと補助犬法のことを理解してもらおう努力のほうが必要ではないかと答えていました。

また、同伴拒否があった場合に、今は都道府県や市町村の障害福祉課が窓口になって対応してくれることになっていますが、多くの人から障害福祉課に連絡をしても十分な対応をとってくれなかったというような結果が出ています。今日は障害福祉課の方ばかりではないと思いますが、行政の方でも知らない人がまだいるということで、身体障害者補助犬法の周知もかなり必要だと思っています。

「同伴拒否があった場合に、罰則規定と救済機関のどちらが必要ですか」と聞いたら、やはりほとんどの人が救済機関が必要だと答えていました。罰則規定で受け入れてもらうよりも、何か問題があったときに、個人で交渉するには限界があるので、それをサポートしてくれるような団体が欲しいと言う人が多くなっています。

住居と職場については努力義務にしかなっていないので、同伴拒否の例を聞きました。視覚障害者の人は針きゅう師の資格を取ってマッサージの仕事をしている人が多いのですが、そういうところはサービス業なので、盲導犬を連れてこられると困ると言われたり、せっかく盲導犬を連れて通っていたのに、車で送り迎えをするから、盲導犬を家に置いておいてくれと言われたりするそうです。また、せっかく見つけかけた針きゅう師の仕事なのに、盲導犬と一緒に言ったら急に断られてしまったという人もいました。このように、仕事をしようと思っても、盲導犬がいることで職を失ってしまう例があります。住居と職場についても、早く受け入れを義務化して欲しいという人が大半です。

15. 補助犬法の課題・要望事項

今までの結果の内容を持って、補改使連で厚生労働省や議連などに要望しているのが、職場と住居が努力義務になっているのを義務化してほしいということと、受け入れに関する救済機関を設けてほしいということ、そして、これはみんながみんな思っているわけではないのですが、罰則規定を設けることを検討してほしいということです。これは、何度

言っても受け入れてくれない悪質な団体について適用してほしいということです。それから、訓練中の犬がスーパーなどに行って訓練をするときには、手続きが大変です。きちんと許可を得た訓練士や育成団体については、補助犬と同じように証明を持っていれば施設に同伴していいようになれば訓練がスムーズにいくので、そういう検討もしてほしいとお願いしています。

16. 参考資料の紹介

『介助犬シンシア』という僕とシンシアの今までのことや、法案成立までの過程などをまとめた本が出ていますので、それを読んでもらえばもっと詳しく分かると思います。また、子供向けに写真集と童話がありますので、こちらも見てください。あとは参考のホームページとして、シンシアのホームページを僕が作っているのですが、この中にも今までのいろいろな話が出ていますし、日本介助犬アカデミーという研究団体のホームページ、それからシンシアの訓練をした全国介助犬協会のホームページ、厚生労働省のホームページもありますので、一度見ていただければと思います。

17. 今後の課題

今後は、同伴拒否がまだまだ絶えないので、補助犬法への理解を進めるためにも、いろいろな方に障害者が自立と社会参加をするために介助犬が役立っているということを理解してもらいたいと思います。どうしても介助犬や盲導犬は犬の問題だと考える方が多いので、そういう誤解をなくして、皆さんに嫌々受け

入れてもらうのではなく、喜んでというのも変ですが、そういう形で補助犬を受け入れてくれるような社会になってほしいと思っています。補助犬法の認知がまだまだなので、行政でいろいろポスターを作ったりしてくれているのですが、知っている人は2～3割しかいません。法律を知ってもらわなければ存在しないのと一緒になので、その辺の努力もこれからしていきたいと思っています。

今回は研修として補助犬の話をしていただきました。市町村の職員の方に参加していただいたので、理解を深めていただいて、今日の話が地域での補助犬の普及活動に役立つものになれば、とてもうれしく思います。最後にシンシアにデモンストレーションをしてもらって、僕とシンシアのお話を終わりたいと思います。

<デモンストレーション>

シンシアの日頃の仕事を披露していただきました。木村さんの「テイクジュース」という指示。すばやくシンシアは反応し、ジュースの缶を口でくわえて木村さんにわたしました。

シンシアは2歳から、この12月で12歳です。約10年間僕のために働いてくれて、身体障害者補助犬法の成立にも貢献してくれました。僕は、シンシアを一人娘の様に思っています。交通事故で体が不自由になって、いったんあきらめかけた人生だったのですが、シンシアと出会って色々なことを教えてもらいました。体が不自由になって、健康なときには出来ていたことがたくさん出来なくなっ

たのですが、決して不幸ではなくて、不便なだけなのだということを実感しています。嫌な事もありましたが、シンシアのお陰で、素晴らしい経験をさせてもらい、素敵な多くの人たちと出会えて、すごく感謝しています。ですから、これから一人でも多くの障害者のかたが介助犬と生活できるような社会になってくれればいいと思います。

シンシアはこの12月で引退します。シンシアが引退したあとは、全国介助犬協会では次の犬を訓練してくれているのですが、シンシアはもともとうちのペットだったこともあって、ボランティアの方に、面倒をみてもらうのではなく、うちでペットとして一緒に生活する予定で訓練をしています。今回はシンシアと次の子の相性がいちばん大事なので、僕との相性以上にシンシアとの相性を今チェックしてもらっていますが、10月の半ばに今度は黒いラブラドルのエルモ君という子が来て合同訓練を始め、その後、シンシアと僕とその子と美智子で4人の生活が始まります。

皆さんの協力で介助犬が自由に社会参加できるようになればいいと思っていますので、よろしくお願いします。今日はどうもありがとうございました。